

『遂行状況明細書附属書類』に関する

基本的な作成の考え方について

※1 「農林水産物条件不利性解消事業(競争条件不利性改善対策)補助金
交付手続の手引き」の記載事項(P20～P28)に関する補足説明

○補助金申請事業者等からの問い合わせ等を踏まえ、経理実務等にできるだけ即した基本的な考え方を示します。

なお、あくまで税務申告における必要書類(売上帳、仕訳帳、商品有高帳、総勘定元帳等)が作成されていることを前提とします。

※2 「令和3年度までの報告書類との相違」及び「補助金交付事務の対応」

○「事業遂行状況報告書」と「遂行状況明細書」の作成方法は、令和3年度までと基本的に同じ考え方です。

また、「支払い報告運賃台帳」、「出荷取扱証明等」についても作成方法は令和3年度までと基本的に同じです。

したがって、令和3年度までと基本的に同じ書類の作成での錯誤はないものとして適正に審査します。

○ここで説明している『遂行状況明細書附属書類』のみが異なります。そこで作成実務において十分に慣れていないことを踏まえ、令和4年度に限り、「仕入高報告及び売上高報告の欄」については、適宜、修正が発生することを許容します。

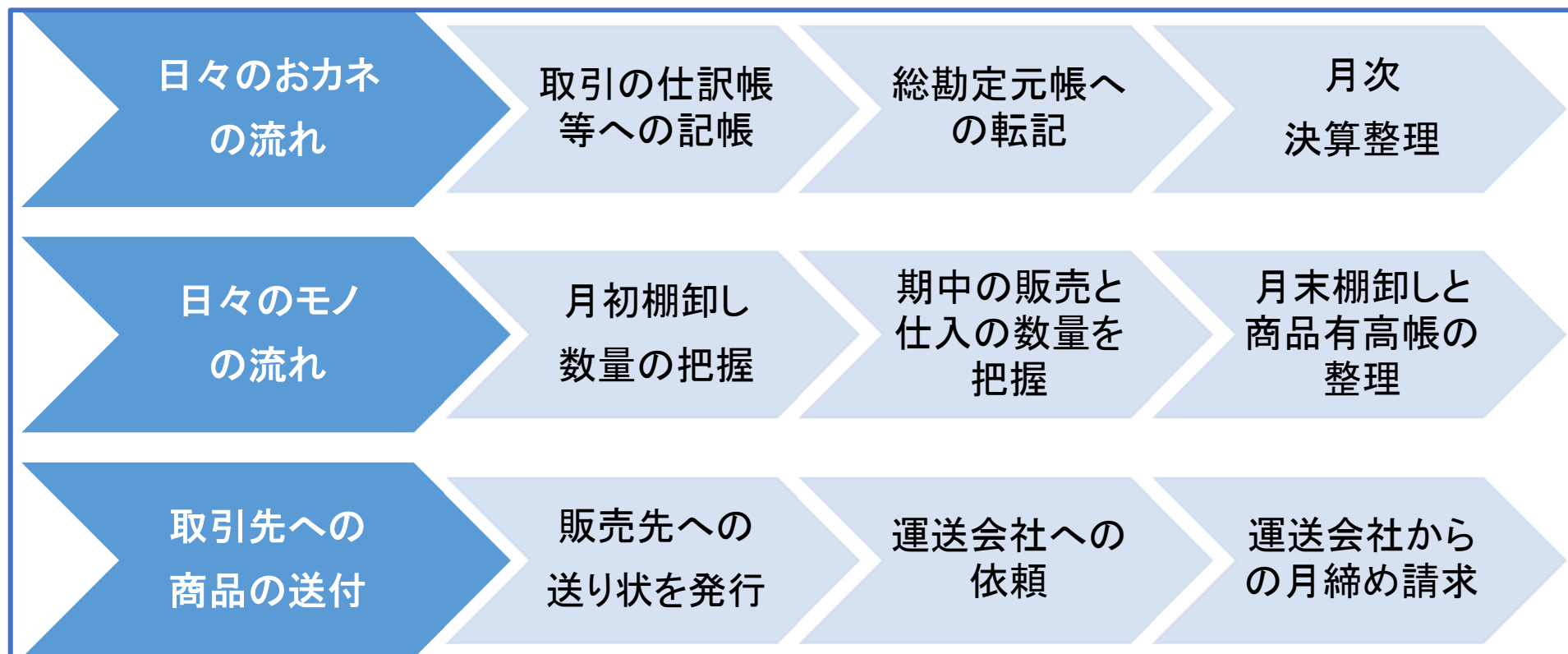
ただし、「支払い報告運賃報告の欄」は、令和3年度と基本的に同じであり、適正な補助金交付事務のための重要な情報であることから、これの錯誤はないものとして適正に審査します。

最後に、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

令和4年8月
沖縄県農林水産部
流通加工推進課

1. 『手引き』の記載内容に関する基本的な関係

日常的な簿記・会計の処理

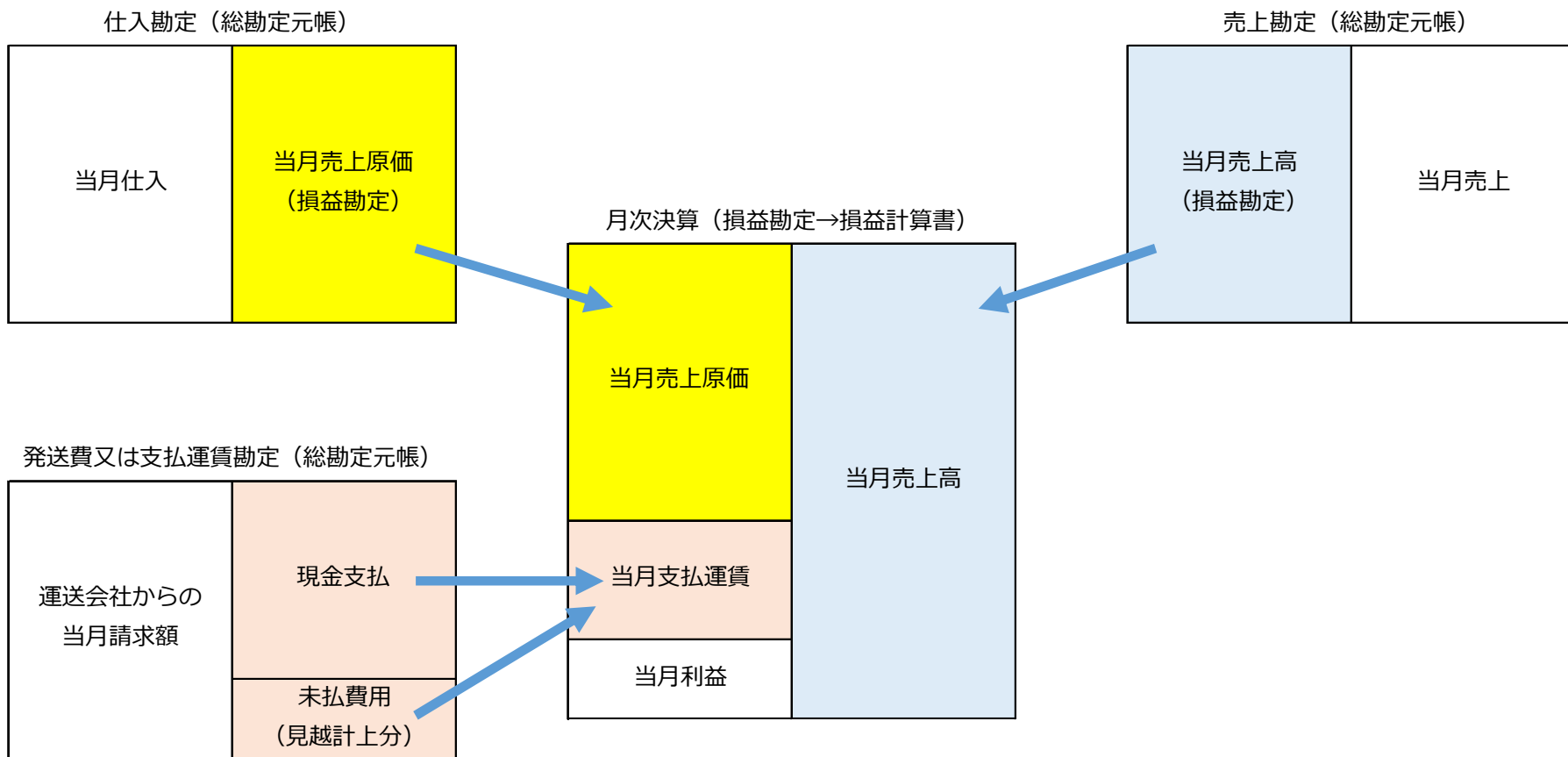


日常的な簿記・会計の処理から『遂行状況明細書附属書類』の作成手順



2. 『手引き』の記載内容が想定している会計処理

「仕入帳から転記された総勘定元帳」から「損益勘定への振替処理」までの簡易なプロセス



※仕訳帳に仕訳を記帳する際、「税抜き仕入高等及び売上高」として記帳していることを前提とします。

(仕入) × × × (買掛金等) × × ×
(仮払消費税) × ×

(売掛金等) × × × (売上) × × ×
(仮受消費税) × ×

(発送費) × × (未払費用等) × ×
(仮払消費税) ×

令和●年●月分仕入高報告	令和●年●月分売上高報告	令和●年●月分支払運賃報告
<p>①当月仕入高(数量・金額)は、県産農林水産物(サトウキビ・米を除く。)のみを記入する欄です。</p> <p>②個別品目は、取扱数量の大きな品目は、必ず明記してください。なお、取扱数量が小さく、種類が多数あるときは「その他」として差し支えありません。ただし、全体の取扱数量の5%以内とします。</p> <p>③仕入先として、畜産物は食肉センターの所在地を単位とします。その他は産地、漁港又は集出荷場の所在地を基本とします。</p>	<p>①当月売上高(数量・金額)は、県外販売分と県内販売分を記入する欄です。ただし、売上値引きや割戻しを控除した純額となります。また、売上戻り(返品)は、売上高は取り消しとなり、返品数量は仕入数量に反映してください。</p> <p>②個別品目は、取扱数量の大きな品目は、必ず明記してください。なお、取扱数量が小さく、種類が多数あるときは「その他」として差し支えありません。ただし、全体の取扱数量の5%以内とします。</p>	<p>①支払運賃(数量・金額)は、県外発送分と県内発送分を記入する欄です。</p> <p>②支払運賃は、販売先に発送するときに発生することを基本とします。ただし、転送販売や委託販売など、当月売上がない場合も、配送事実が発生したとき、全て、この欄に記入します。</p>
		<p>※次月繰越分の欄</p> <p>この欄は、発地が「沖縄本島」又は「離島」から県外に当月販売分を直接出荷するときは、無視して構いません。</p>

3. 『手引き』の記載内容を踏まえた作成の考え方

※遂行状況明細書附属書類は、基本的に「当月仕入れた物が、当月販売され、当月発送されること」を想定して、『手引き』に作成方法を記載していますが、関係者の皆さまとの意見交換を踏まえ、次のとおり整理します。

仕入高報告

当月仕入数量	当月販売分 (当月売上原価) (商品有高帳の払出し分)
--------	-----------------------------------

売上高報告

当月販売数量

支払運賃報告

当月輸送数量

(基本的事例) 「当月仕入分は全て販売され、全て配送される」という場合は、仕入数量と販売数量と輸送数量は同じになると想定。

仕入高報告

当月仕入数量	当月販売分 (当月売上原価) (商品有高帳の払出し分)
	次月繰越分 (商品有高帳の残高)

売上高報告

当月販売数量

支払運賃報告

当月輸送数量

(基本的事例その2) 次月繰越分がある場合は、「当月仕入数量」が「当月販売数量」よりも大きくなると想定。

仕入高報告

当月仕入数量	当月販売分 (当月売上原価) (商品有高帳の払出し分)
	減損分 →販売用に処理する過程 で通常発生する損耗分

売上高報告

当月販売数量

支払運賃報告

当月販売数量 輸送重量に含まれる附帯重量 (氷、梱包材など。)

(基本的事例その3) 減損がある場合は、「当月仕入数量」が「当月販売数量」よりも大きくなると想定。

また、配送に伴い「氷や梱包資材等」が含まれる場合には、「販売数量」よりも「輸送数量」が大きくなると想定。

仕入高報告

当月仕入数量	当月転送分 (当月積送品)
	一般販売分
	次月繰越分

売上高報告

転送分の当月販売数量 ----- 一般販売分の当月販売数量
転送分の次月販売数量

支払運賃報告

当月転送分の数量 ----- 配送重量に含まれる附帯重量 (氷、梱包材など。)
--

(基本的事例その4) 転送販売や委託販売の場合は「当月仕入数量」が「当月販売数量」よりも大きくなると想定。

また、配送に伴い「氷や梱包資材等」が含まれる場合には、「販売数量」よりも「輸送数量」が大きくなると想定。

3. 『手引き』の記載内容を踏まえた作成の考え方(その2)

※遂行状況明細書附属書類は、基本的に「仕訳帳→仕入帳／売上帳など→総勘定元帳」からの集計・整理を想定し、『手引き』に作成方法を記載していますが、関係者の皆さまとの意見交換を踏まえ、次のとおり整理します。

取引日	個別品目	仕入先	仕入数量(Kg)	仕入高(円)
	●●●	中南部地区	70	
	■■■	中南部地区	25	
	その他	中南部地区	5	
月次合計			100	×××××

取引件数が大量にあり、事務処理の効率性の観点から月次決算に合わせて作成することが適切であると判断されるときは、原則的な処理(取引日ごとの仕訳転記方式)に代えて、「仕入高報告」を月次決算方式により作成することができます。

取引日	個別品目	販売先	配送先	販売数量(Kg)	売上高(円)
	●●●	卸売市場	関東地区	70	
	■■■	食品製造業者	関東地区	25	
	その他	飲食・ホテル	県内	5	
月次合計				100	××××

取引件数が大量にあり、事務処理の効率性の観点から月次決算に合わせて作成することが適切であると判断されるときは、原則的な処理(取引日ごとの仕訳転記方式)に代えて、「売上高報告」を月次決算方式により作成することができます。

取引日	個別品目	委託事業者	発地	仕向地	輸送方法	輸送重量(Kg)	請求額(円)	支払額(円)
	●●●	A社	中南部地区	東京	航空	70	××	××
	■■■	B社	中南部地区	東京	船舶	25	××	××
	その他	C社	中南部地区	県内	トラック	5	×	×
月次合計						100	×××	×××

「仕入高報告」、「売上高報告」が月次決算方式の場合は、「支払運賃報告」も同じ処理とします。ただし、上記のとおり請求額及び支払額は、個別集計が必要なので十分注意してください。

※「県外分支払額の合計」÷「県外分輸送重量の合計」＝「実費単価」を算出するため必要な記載事項。

3. 『手引き』の記載内容を踏まえた作成の考え方(その3)

※遂行状況明細書附属書類は、基本的に「仕訳帳→仕入帳／売上帳など→総勘定元帳」からの集計・整理を想定し、『手引き』に作成方法を記載していますが、関係者の皆さまとの意見交換を踏まえ、次のとおり整理します。

売上高		売上高から見た各種比率
利益	売上高	利益率 = 利益 / 売上高
売上原価 (仕入原価)		原価率 = 原価 / 売上高

『手引き』では『受託販売や仕入販売等は「仕入処理」として統一する』と記載しておりますが、次のようなお問い合わせがありました。

(質問その1)

作付けから収穫までの期間経費をどのように仕入原価を考えるのか。

(質問その2)

委託販売や転送販売は、これまで仕入原価として会計処理をしていないが、どうすればよいか。

(質問その3)

生産活動でなく漁獲のように自然物を捕獲するような業種ではどうすればよいか。

(回答その1_質問その1、質問その3)

		平均利益率 (付利率)	販売額 (これは分かる)	生産コストが分からないときの 簡便かつ平均的な原価の算定方法として (販売額) ÷ (1 + 付利率) ⇒ (仕入原価) 例えば、販売額は100円、付利率(5%) とすると (仕入原価) = 100 ÷ (1.05) (仕入単価) = (仕入原価) ÷ (仕入数量)
材料費 (種苗、肥料など)	生産コスト (不確定)	生産コスト 獲得コスト (分からない) (数量は分かる)		
労務費				
経費 (燃料代、減価償却費など)				
		生産・獲得数量 (分かる)		

(回答その2)

手数料	約定手数料率 (確定)	販売額 (確定)	転送販売や委託販売は ①生産者等から商品を預かる(受託) ②受託した商品を販売する(販売の実現) ③販売額から約定手数料率等を控除した額を支払う 簡便かつ平均的な原価の算定方法として (販売額) ÷ (1 + 約定手数料率) ⇒ (仕入原価) 例えば、販売額は100円、約定手数料率(5%) とすると (仕入原価) = 100 ÷ (1.05) (仕入単価) = (仕入原価) ÷ (受託販売数量)
受託販売数量 (不確定)	受託販売原価 (不確定)		